

令和2年度 国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進計画

令和2年 4月 6日

コンプライアンス推進本部

令和2年度におけるコンプライアンス推進のための活動計画

はじめに

国土技術政策総合研究所では、令和2年度は、コンプライアンス推進の取組を継続し、法令を遵守するだけでなく、国土交通省に期待されている社会的要請に応え、社会的責任を果たしていく意識をさらに高めるため、前年度に引き続き発注者綱紀保持の観点からの取組に重点化し、「国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進本部」(以下「推進本部」という。)が中心となって、「国土技術政策総合研究所コンプライアンスアドバイザー委員会」(以下「委員会」という。)の意見等を踏まえつつ、以下の取組を行うこととする。

1. 職員等へのコンプライアンス等意識の向上のための取組【継続】

(1) コンプライアンスに関わる講習会等の実施

① 新規採用者・転入者に対する「ガイドンス」の実施

新規採用者・転入者を対象に、国総研のコンプライアンスに関する取組を説明する。また、説明資料をイントラに掲載し、未受講者が自習できる環境を整える。

② 外部の専門家によるコンプライアンス講習会の実施

職員等を対象に、外部専門家(公正取引委員会、弁護士等)によるコンプライアンス等に関する講習会(独禁法、官製談合防止法、コンプライアンス等)を実施する。

③ コンプライアンスミーティングの実施

幹部会議等においてコンプライアンスに関する事例紹介を行い、各部・各課室が主体となり四半期に1回以上実施する。

また実施状況について四半期毎にとりまとめ、幹部会議等で報告する。

④ 研究倫理に関する講習会等の実施

職員等を対象に、外部専門家による研究倫理等に関する講習会又はeラーニング等を実施する。また、講習会を実施した場合は、説明資料等をイントラに掲載し、未受講者が自習出来る環境を整える。

⑤ 文書管理に関する研修の実施

新規採用者、新任の文書管理者・文書管理担当者を対象に、公文書管理の自覚を促し適正な管理を行わせることを目的に研修を実施する。

(2) 発注者綱紀保持の周知徹底

① 職員等を対象に、発注者綱紀保持(発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との対応ルール等)について、発注者綱紀保持事務担当者(総務課長、管理課長)を講師とし、コンプライアンス講習会を実施する。

② 発注者綱紀保持に関するeラーニングを実施し、正解率の低い設問については、講習会等で解説する等のフォローを行う。

③ 事業者等から不当な働きかけに該当すると思料される行為を受けた場合、或いは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合の報告について周知するとともに、コンプライアンスに関する外部窓口について講習会等(所内広報誌等)により周知徹底する。また eラーニングを通じて窓口の認知について把握する。

(3) 国家公務員倫理の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規定の遵守については、国家公務員倫理週間の機会を通じて職員へ周知徹底する。

① 国家公務員倫理週間において集中的な取組を実施する。

ポスター掲示、倫理週間の取組をイントラに掲載、職員へ周知メール送付、業者向けパンフレットの配布、「事例で学ぶ倫理法・倫理規定」DVDの放送、階層別(幹部、課長補佐級、一般)に新たにその階層になった職員を対象とした「自習研修」の実施等を行う。

- ② 全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを実施する。

2. 交流研究員へのコンプライアンス等意識の向上のための取組【継続】

交流研究員へのコンプライアンス意識向上の取組については、従来から受入れ条件として、任期中に知り得た情報漏えいの禁止を徹底しているが、更なる意識向上を図るため、下記の取組を実施する。

(1) ガイダンスの実施〔受け入れ時〕

新規受入れ者を対象とした交流研究員ガイダンスを実施し、国総研のコンプライアンスに関する取組を説明する。

(2) コンプライアンス意識の向上の実施〔年度途中〕

各課・室が行う四半期に1回のコンプライアンスミーティングに原則参加させる。

(3) 情報に関する注意喚起〔終了時〕

交流研究員修了式において、任期中に知り得た情報漏えいの禁止等について再徹底を図る。

3. 入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底【継続】

(1) 入札・契約手続きの見直し

コンサルタント業務等の入札・契約手続きについては、地方整備局の動向を踏まえつつ、不正が発生しにくい手続きとして導入した参加表明書と技術提案書を同時提出させる手続きの試行を引き続き実施する。

(2) 情報管理の徹底

技術提案書等における業者名のマスキングを実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定することで、情報漏えいの防止及び特定の業者に対する不公正な評価の防止の徹底を図る。また、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することで情報の管理を徹底する。

4. 公的研究費等の適正な執行の徹底【継続】

- (1) 国等が補助金等として支出している公的研究費について、交付を受けた研究

者に対し、所内説明会への出席を必須とし、補助条件・研究者倫理の遵守を徹底する。

また、適正な執行(支出)を図るため、内部監査(年1回)を実施する。

- (2) 委託研究費について、不正防止、適正な執行(支出)を図るため、研究不正の防止、適正な執行に関して公募資料に記載し、研究代表者に対して研究不正の防止、適正な執行について周知徹底する。

5. 情報システム管理の徹底【継続】

情報セキュリティ対策の確実な実施のため、所内講習会等を実施する。また、情報管理の徹底に関する注意喚起や対策等の周知徹底を図る。

(1) 情報セキュリティ講習会の実施

- ① 新規採用者、転入者へのガイダンスの実施
- ② 所内職員に向けた講習会の実施

(2) 標的型メール攻撃に対する訓練の実施

(3) 情報セキュリティの自己点検の実施

6. 推進計画の取組に対するフォローアップ【継続】

- (1) 各職員等のコンプライアンス等への意識・取組状況を把握するため、推進計画に定めた講習会等の参加状況を記録・保存する。

- (2) 推進計画に明記した講習会等の未受講者に対し、自習済みの報告を求める。また、理解度を高めることに重点を置く等、講習会内容を検証し、フォローアップを行う。

- (3) 推進本部は、当該年度の推進計画に定めた項目について、実施状況をとりまとめ、その評価・検証を行うことにより、次年度以降に継続の可否を含めた実施内容等について検討を行う。

7. 推進計画の取組状況の公表【継続】

推進本部は、推進計画の実施状況を委員会の了承を得て公表するものとする。

公表の方法は、国総研HPに掲載して行うものとする。